

令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 概算事業費（上限額）

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額以内の見積額とすること。

3 参加資格

- (1) 本事業に参加できる者は、日本国内に住所を有し、次に掲げる項目に該当しないこと
  - ア 地方自治体から指名停止を受けている又は受けることがあきらかであるもの
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
  - ウ 商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの
  - エ 本プロポーザルへの参加表明書の提出時点において、都道府県及び市区町村税の滞納があるもの
  - オ 提案書の提出期限の日までの6ヵ月間において、手形交換所で不渡手形を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (2) 本事業に参加できる者は、次に掲げる項目に該当すること
  - 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること

#### 4 応募書類等の配布

公告の日から令和6年5月17日（木）午後5時まで第12「問い合わせ先・提出先」に記載している担当部局及び本市のホームページで配布する。

#### 5 参加表明書等の提出

本事業に応募する場合は、参加表明書（様式第1号）を提出期限までに提出すること。

##### (1) 提出方法及び提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時までに、下記の提出先に持参するか、郵送又はFAXで提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合は、企画提案書を提出することができない。

#### 6 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

###### ア 企画提案書

別紙「仕様書」に示した業務内容に基づき、次に掲げる事項について、企画提案書を提出すること。

###### (ア) 南島原市そうめん鉢夏のキャンペーン実施業務

業務の趣旨を踏まえ、来客者に視覚的に訴求するためのキャンペーンのメインデザイン（案）とキャンペーングッズについて提案してください。

###### (イ) 島原手延そうめんホームページ制作業務

「島原手延そうめん」が食べられる飲食店と「そうめん鉢キャンペーン」についてわかりやすく紹介し、本市へ訪問したくなるような効果的なホームページのデザイン（案）について提案してください。

###### (ウ) 島原手延そうめんレシピコンテスト実施業務

①レシピを募集するための募集媒体とデザイン（案）及びフードコーディネーターの候補者について提案してください。

②表彰レシピを活用する広報業務の案について提案してください。

(エ) その他

その他、島原手延そうめんの普及促進のため効果が高い事業があれば提案してください。

イ 見積書及び内訳書

見積書の宛名は、「南島原市長 松本 政博」とすること。

見積書には、会社名、代表者氏名、代表者印、住所、見積年月日、件名及び見積金額（消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること）を記入し、見積金額の内訳を添付すること。

ウ 会社概要資料（経歴、財務状況等がわかる資料）

エ 担当予定者の略歴

(2) 書類の仕様

提出書類については、A4版で作成すること。

- (3) 提出部数
- |         |    |
|---------|----|
| ①企画提案書  | 8部 |
| ②見積書    | 1部 |
| ③会社概要資料 | 8部 |
| ③その他資料  | 1部 |

(4) 提出方法及び提出期限

令和6年5月21日（火）午後5時までに、第13「問い合わせ先・提出先」に記載している担当部局に持参するか、郵送すること。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

(5) その他

- ア 1応募者につき1提案（1企画書）とする。
- イ 提出時には、企画提案書及び関係資料以外いかなる書類も受け付けない。
- ウ 提出後の書類差し替えはできないものとする。
- エ 提出された書類については返却しない。
- オ 提出された書類については、本事業のプロポーザルに係る審査以外においては、提出した者に無断では利用しない。

## 7 質問の受付

### (1) 質問の方法及び受付期間

令和6年5月14日（火）午後12時までに、持参、ファックス又は電子メールにて行うこと。なお、ファックス又は電子メールを用いて質問する場合は、着信確認を行うこと。

### (2) 回答方法

回答については、令和6年5月15日（水）午後12時頃までに、本市ホームページにて回答する。

### (3) その他

下記趣旨の質問に対しては、回答を行わない。

- ア 「実施要領」「仕様書」の明らかな誤読
- イ 「実施要領」「仕様書」に対する個人的な意見
- ウ 提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者が自ら判断又は調査すべきもの
- オ 事業と直接関係のない質問

## 8 選定方法と評価基準について

令和6年度 島原手延そうめんPR事業業務委託業者選定委員会において、参加表明者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最も評価の高い事業者を契約候補者として選定する。

なお、選定結果については、すべての提案者に通知するが、選定の経緯は公表しない。

(1) 開催日時 令和6年5月24日（金）（予定）

(2) 場 所 南島原市役所3階C会議室  
(南島原市西有家町里坊96番地2)

(3) 時 間 1応募者につき30分以内とする  
(提案書説明20分、質疑5分を想定)

### (4) その他

- ア プレゼンテーションに参加できる人数は1応募者につき3人以内とする。
- イ プレゼンテーションでプロジェクターを使用する場合は、事前に担当部局へ連絡すること。
- ウ プレゼンテーションに必要なサンプル品等がある場合は当日持参すること。

エ 各事業者のプレゼンテーションの開始時間等については、文書の郵送又は電子メール等を用いて通知する。

## 9 契約

- (1) 提案が採用された者であっても、契約手続の完了までは、本市との契約関係は生じない。
- (2) 契約内容及び契約金額については、本要領及び企画提案書等に基づき契約候補者と改めて協議を行い、必要に応じて見直しを行った上で決定し、契約を締結する。
- (3) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した書面を提出すること。なお、この場合は、次順位者を契約候補者とする。

## 10 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成提出、プレゼンテーション及びヒアリングに要する経費は、提案者負担とする。
- (2) 企画提案書及び提出物に虚偽の記載を行った場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- (3) 企画提案書の作成等のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用することはできない。
- (4) 概算事業費については、見積時の予定価格を示すものではない。

## 11 失格

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 審査に出席できない場合
- (3) 本実施要領に示す企画提案書等の作成及び提出に関する条件等に違反した場合
- (4) 見積書の金額が概算事業費の上限額を超える場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為又は選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

## 12 その他

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、作成した者が認める場合は、本市と作成した者が協議し、提案者等の一部又は全部を無償で使用することができるものとする。
- (2) 再委託については原則不可とする。ただし、業務を遂行するにあたり当該事業者が持ち合わせていない専門的な部分等については、再委託を可能とする。その場合、企画提案書等に再委託先の事業者名や再委託内容について記載すること。

## 13 問い合わせ先・提出先

〒859-2211

長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市 地域振興部 商工観光課 そうめん振興班 (担当 山下・宮崎)

TEL : 0957-73-6633

FAX : 0957-82-3086

Mail : [somen@city.minamishimabara.lg.jp](mailto:somen@city.minamishimabara.lg.jp)